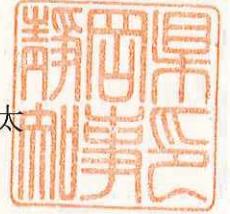


環 生 第 146 号
平成 29 年 7 月 19 日

株式会社レノバ
代表取締役社長 木南 陽介 様

静岡県知事 川勝 平太



「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書」
に関する意見について (送付)

平成 29 年 2 月 24 日付けで送付された標記方法書に対し、静岡県環境影響評価条例
第 14 条第 1 項の規定に基づき、環境保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担 当	静岡県くらし・環境部 環境局 生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2268
FAX 番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp

「(仮称) 御前崎港バイオマス発電事業環境影響評価方法書」
に関する意見について

平成 29 年 7 月

静岡県

はじめに

本事業は、株式会社レノバ(以下「事業者」という。)が御前崎港の臨港地区¹において、再生可能エネルギーであるバイオマス燃料とした出力7万5千kWの発電所を新たに建設するものである。

この発電所の稼働により、約35万Nm³/h²の排出ガスが生じるとともに約35万m³/日の温排水³が海域に放水されることとなる。

対象事業実施区域の周辺地域は、美しい海岸線を有する駿河湾に面し、世界文化遺産である富士山や南アルプス等が眺望できるなど、優れた景観に恵まれており、海水浴、磯遊び、ウインドサーフィン等の自然との触れ合いの場として、地域の人々に親しまれている。

また、産業面では、県内中西部の物流を担う流通港湾として重要な役割を果たすとともに、カツオやシラスなど豊富な水産資源を有する駿河湾の湾口部に位置している。

このような地域固有で培われた資産は、後世に永く受け継がれるべき普遍的な価値を有するものである。

そこで、事業の実施に当たっては、こうした地域特性や地域住民等の意見を踏まえた上で、大気質、水質、動物・植物・生態系、景観等に及ぼす影響について回避・低減を図ることが重要である。

このため、事業者は本意見書を踏まえ、環境影響評価準備書を作成されたい。

併せて、南海トラフ巨大地震等への災害に対する安全対策についても、地域住民等に丁寧な説明を行い懸念の払拭に努めるとともに、十分な検討を行い万全の対策を講じるよう付言する。

1 「臨港地区」とは、港湾の管理運営を円滑に行うため、都市計画法の規定又は港湾管理者により定められた地区のこと。

2 「Nm³/h」とは、標準状態(0℃、1気圧)に換算した1時間当たりの気体の体積の単位のこと。

3 「温排水」とは、タービンを回すために使用した蒸気を海水で冷却することで、取水温度より上昇して排水される海水のこと。

I 全般的事項

1 配慮・説明・調整

環境影響評価の実施に当たっては、地域住民や漁業関係者等からの意見を基に環境の保全に十分配慮した対策を講じ、丁寧に説明を行うこと。

また、温排水の放水口の位置など今後新たに決定する重要な事項⁴の公表及び周知方法については、地域住民等と十分に調整すること。

2 類似事例・最新知見

本事業による環境への影響を回避・低減するため、類似事例の情報を収集し、最新の知見及び評価手法を採用すること。

3 新たな事実への対応

環境影響評価の実施中に環境への影響を及ぼす新たな事実が判明するなど追加調査の必要が生じた場合は、専門家等の指導や助言を求め、評価項目と調査手法について検討し、環境影響評価を行うこと。

II 個別事項

1 大気質

(1) 地上気象観測地点の追加

面的な気象状況を十分に把握するため、対象事業実施区域の周辺地域に複数の地上気象観測地点⁵を設けること。

(2) 高層気象観測地点の追加

施設の稼働時に鉛直方向の温度成層によって生じる現象⁶を、施設の稼働前と比較検証できるように、年間を通じて影響が懸念される時期に複数の高層気象観測地点⁷を設けて、地域特性の把握に努めること。

4 「今後新たに決定する重要な事項」とは、追加した観測・調査地点、取放水口の位置・構造、排熱・温排水利用、温排水の影響範囲、外来生物の監視、建屋等の配置、焼却灰の再利用・処分計画等。

5 「地上気象観測地点」とは、地上付近の大気の状態（風向、風速、気温、湿度、日射量等）の観測地点のこと。

6 「鉛直方向の温度成層によって生じる現象」とは、大気汚染物質が大気中に広く拡散されずに、地上付近において、局所的に高濃度になる現象のこと。

7 「高層気象観測地点」とは、地上で観測対象とされる大気層よりも上空の大気の状態（風向、風速、気温等）の観測地点のこと。

(3) 調査地点の追加

施設の稼働に伴い、ばい煙⁸を含む約 35 万 N m³/h の排出ガスが生じ、発電所周辺の新谷区、女岩区等の大気環境への影響が懸念されることから、台地に立地する住居に加えて、「環境保全についての配慮が特に必要な施設⁹」や茶畑等に、大気質（ばい煙の濃度の状況）の調査地点を追加すること。

(4) ばい煙の排出濃度の設定

木質バイオマス燃料¹⁰の種類によって、ばい煙の含有量が異なることから、予測及び評価を行う際のばい煙の排出濃度の設定は、より厳しい条件設定にすること。

(5) 燃料の適正な品質管理

木質バイオマス燃料について、産出国の森林認証¹¹を受けた森林から生産された木材であり、かつ、適正に品質管理された製品であることを準備書に示すこと。

(6) 燃料の保管倉庫での適正管理

木質バイオマス燃料は、全て燃料の倉庫に保管することを検討し、粉じんの飛散防止及び品質の維持管理について準備書に示すこと。

(7) 排熱利用の検討

発電所建設予定地周辺の施設への排熱利用を十分に検討し、その結果を準備書に示すこと。

8 「ばい煙」とは、燃料その他の燃料に伴い発生する硫黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物等の大気汚染物質のこと。

9 「環境保全についての配慮が特に必要な施設」とは、小学校等の学校教育施設、文化会館等の教育文化施設、保育園等の社会福祉施設、病院等の医療施設のこと。

10 「木質バイオマス燃料」とは、木質ペレット、木質チップ及びパーム椰子殻のこと。

11 「森林認証（FM 認証）」とは、審査機関の認定基準を基に適切に管理されている森林であることの証。

2 騒音・振動

調査地点の追加

施設の稼働時の「一般環境騒音・振動の状況」及び「地表面・地盤の状況」の調査地点については、台地に立地する住居に加えて、「環境保全についての配慮が特に必要な施設」を適宜追加すること。

3 臭気

調査地点の追加

施設の稼働時の「臭気指数の状況」の調査地点については、台地に立地する住居に加えて、「環境保全についての配慮が特に必要な施設」を適宜追加すること。

4 水質

(1) 調査地点の追加

施設の稼働に伴い、約 35 万 m³/日の温排水が海域へ放水されることにより、カジメ¹²、サガラメ¹³ など海藻群落をはじめ、当該温排水による影響が及ぶ海域（以下「海域」という。）及びその周辺に生息する動植物への影響が懸念されることから、温排水の影響範囲を的確に捉えるため、「水温の状況」及び「流況」の調査地点を追加すること。

(2) 予測対象時期の検討

施設が稼働した場合の温排水調査の予測対象時期について、「温排水の放水量が最大になる時期」としているが、季節や気象条件を基に、温排水による影響が懸念される時期を再検討し、その結果を準備書に示すこと。

(3) 取放水口の位置、構造等の決定

温排水による環境への影響を低減するため、取放水口の位置、構造等の決定に当たっては、港湾計画に留意の上、漁業関係者等と十分に協議すること。

また、環境保全の観点から比較検討した結果を準備書に示すこと。

12 「カジメ」とは、コンブ目コンブ科カジメ属の褐藻のこと。水深 2～10m の岩礁に群落を形成し、アワビの餌や魚類等の生育の場となる。

13 「サガラメ」とは、コンブ目コンブ科アラメ属の褐藻のこと。かつて、相良(さがら)で食用として多く採れたのが語源。

(4) 放水方法の比較検討

温排水の放水方法の決定に当たっては、表層放水¹⁴と水中放水¹⁵が海域に及ぼす影響について比較検討した上で、環境への負荷の少ない方法を採用し、その結果について、準備書に示すこと。

(5) 取水方法の留意点

深層取水¹⁶について、水温の高い表層水の取水を避けるため、取水口の深さや取水の低流速に留意すること。

(6) 海生生物付着防止剤の使用量等

海生生物付着防止剤として使用する次亜塩素酸ナトリウムの使用量、濃度及び監視体制について、準備書に示すこと。

(7) 温排水利用の検討

温排水による周辺環境への影響を低減するため、温排水の利用方法についての検討を進めること。

また、その結果について準備書に示すこと。

5 海況

温排水の拡散シミュレーションの予測及び評価

温排水の拡散シミュレーションについては、浜岡原子力発電所が稼働した場合の複合的影響を想定し、港湾計画に留意の上、放水方法に適した予測及び評価を行うこと。

また、海水の流れの年変動の調査結果を踏まえて、その影響範囲を水平方向及び垂直方向で予測及び評価すること。

14 「表層放水」とは、1 m/秒以下の低流速により表層に放水する方法のこと。

15 「水中放水」とは、2～5 m/秒程度の高流速により水中に放水する方法のこと。

16 「深層取水」とは、5～10m程度のやや深い水深から取水する方法のこと。

6 動物・植物・生態系

(1) 海域及びその周辺に生息する動植物の調査地点の追加

本施設の稼働に伴い、取水する海水より7℃高い海水が排出されることによって、カジメ、サガラメなどの海藻群落をはじめ、海域及びその周辺に生息する動植物に影響を及ぼすことが懸念されることから、温排水の影響範囲を的確に捉えた上で漁業関係者と十分に協議し、「海生動植物の主な種類及び分布状況」の調査対象種及び調査地点を追加すること。

(2) 協議組織への協力

対象事業実施区域及びその周辺地域は、漁業活動が盛んであることから、シラス、イセエビ等の水産資源に及ぼす影響について協議するための組織が設置された場合は、協力すること。

(3) アカウミガメの生息状況の把握等

アカウミガメについては、文献調査等によりその生息状況を把握し、本事業により生息環境への影響が懸念される場合は、専門家の助言を求め、その対応を準備書に示すこと。

(4) 外来生物の侵入・発生防止措置

県内外における外来生物による被害やヒアリ¹⁷等の侵入状況に留意し、木質バイオマス燃料の搬入等に伴う外来生物の侵入及び発生に対する防止措置として、現地での輸送から積込、搬入及び保管といった一連の流れにおける監視体制について、準備書に示すこと。

7 景観

(1) 眺望点の追加

眺望点については、港湾と富士山が美しく見える「御前崎小学校」や「女岩区観音堂周辺の緑地公園」等の公共的な場所に加えて、地域住民と十分に協議の上、住民の目線で眺める日常の景色に配慮した調査地点を適宜追加すること。

17 「ヒアリ」とは、強い毒性をもつ南米原産のアリで、特定外来生物に指定されている。

(2) 煙突・建屋の配置等の景観配慮

御前崎港周辺は、世界文化遺産である富士山や南アルプスが眺望できる環境に恵まれた立地であることから、「ふじのくに景観形成計画¹⁸」等に留意し、より多くの眺望点から予測及び評価を実施し、その結果に基づいて煙突や建屋等の配置、形状、高さ、配色、素材等についての対応を準備書に示すこと。

(3) 外構・緑化

煙突、建屋等を配置する際は、景観保全に配慮した外構や緑化について検討し、その結果を準備書に示すこと。

(4) 富士山の眺望への配慮

世界文化遺産である富士山が眺望できる地点については、四季を通じた調査を実施するとともに、季節ごとのフォトモンタージュ¹⁹による検討を行うこと。

8 廃棄物

(1) 再利用計画

燃え殻を含む燃焼灰²⁰（以下、「燃焼灰」という。）については、リサイクル認定業者²¹等と協議を進め、最終処分場に埋立する量を削減するための「再利用計画（割合・用途・委託先等）」を準備書に示すこと。

(2) 処分計画

再利用できない燃焼灰の処分については、産業廃棄物処理業者と十分に協議し、燃焼灰の保管、積込、輸送及び搬入といった一連の流れに応じた「処分計画」を準備書に示すこと。

18 「ふじのくに景観形成計画」とは、県土における景観形成の方針や県が取り組むべき方策を示したもの。（平成29年3月 静岡県）

19 「フォトモンタージュ」とは、景観保全を検討するために現況写真に建築物等を合成した画像のこと。

20 「燃え殻を含む燃焼灰」とは、木質バイオマスを燃やした後に残る燃えかすや灰のこと。

21 「リサイクル認定業者」とは、静岡県リサイクル製品利用推進要綱に基づいて認定を受けた事業者のこと。